

平成31年度裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割、司法行政事務の代理順序並びに各種委員等

平成31年1月1日施行

平成31年2月5日施行

名古屋家庭裁判所

第1 本庁の部

1 部の設置

本庁に、家事第1部、家事第2部及び少年部を置く。

2 裁判官の配置

(1) 家事第1部

判事（所長） 鹿野伸二

判事（部総括） 堀内照美

判事 小田靖子

判事 黒澤圭子

判事 白崎里奈

判事 山田哲也

判事 原啓晋

判事補 武藤裕一

(2) 家事第2部

判事（所長） 鹿野伸二

判事（部総括） 上杉英司

判事 柳本つとむ

判事 山田哲也

判事補（てん補） 加藤民与

判事補 森優介

(3) 少年部

判事（部総括） 手崎政人

判事（てん補） 山田哲也

判事補 加藤民与

3 裁判事務の分配

(1) 一人制

ア 家事事件

別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、家事第1部及び家事第2部の各部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- (ア) 審判前の保全処分事件は、本案担当裁判官が担当する。
- (イ) 遺産分割事件等に関連するその他の審判事件及び調停事件等の担当については、必要に応じて家事第1部及び家事第2部の裁判官が協議して定める。
- (ウ) 差戻しを受けた事件は、別表第1「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型ごとに、原審を担当した裁判官以外の裁判官が、同表記載の割合と同じ割合で担当する。
- (エ) 再審事件は、別表第1「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型ごとに、確定事件を担当した裁判官以外の裁判官が、同表記載の割合と同じ割合で担当する。
- (オ) 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日(夜間を除く。)については、上杉判事、柳本判事、山田判事及び森判事補がそれぞれ4分の1の割合で担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁所属の裁判官が別途協議して定める。

イ 少年事件

別紙第2「本庁少年事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、少年部裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- (ア) 簡易送致事件は、手崎判事及び加藤判事補が2分の1ずつ担当する。
- (イ) 準少年保護事件は、本案事件を手崎判事及び加藤判事補が担当したときは、同裁判官がそれぞれ担当する。

なお、本案を担当した裁判官が手嶋判事及び加藤判事補以外の裁判官のときは、手嶋判事及び加藤判事補の順に順次分配する。

また、準少年保護事件のうち、戻し収容申請事件及び施設送致申請事件の身柄事件については、一般保護事件の身柄事件の分配と同じ扱いとする。

(ウ) 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件のうち、原審本庁の事件については、加藤判事補の原審担当事件は手嶋判事が、手嶋判事の原審担当事件は加藤判事補が、それぞれ担当する。支部においてしていた単独事件は、手嶋判事及び加藤判事補の順に順次分配する。

(エ) 更生保護法第52条第6項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、手嶋判事が担当する。

(オ) 観護措置事務は、通常日のうち、月曜日及び水曜日については山田判事が、火曜日、木曜日及び金曜日については少年部の裁判官（山田判事を除く。）がそれぞれ担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁所属の裁判官が別途協議して定める。

(2) 合議制

次のとおり事務を分配し、判事（部総括）を裁判長とし、部に配置された裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

なお、観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びにみなし勾留に対する準抗告事件については、本庁所属の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

ア 家事第1部

(ア) 家事第1部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件及び訴訟事件のうち、裁判所法第31条の4第2項1号の規定により、「合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件（以下「裁定合議事件」という。）」。

- (イ) 家事第2部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件
- (ウ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件（別表第1事件、遺産分割事件及び寄与分事件を除く。）及び訴訟事件
- (エ) 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1

イ　家事第2部

- (ア) 家事第2部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件のうち、裁定合議事件
- (イ) 家事第1部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件及び訴訟事件
- (ウ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件のうち、別表第1事件、遺産分割事件及び寄与分事件
- (エ) 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1

ウ　少年部

- (ア) 少年審判事件のうち、裁定合議事件
- (イ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた少年審判事件
- (ウ) 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、
 - a　除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1
 - b　観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びにみなし勾留に対する

る準抗告事件

4 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 合議制

ア 家事事件

- (ア) 裁判長に差し支えがあるときは、当該裁判長が配置された部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含み、判事（所長）及び加藤判事補を除く。）が第1の2の配置順序に従って順次代理する。
- (イ) 陪席裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官が配置された部の他の裁判官がその協議により代理し、当該裁判官が配置された部に代理することができる裁判官がいないときは、家事第1部については家事第2部の部総括判事が指名する同部配置の裁判官が、家事第2部については家事第1部の部総括判事が指名する同部配置の裁判官が、それぞれ代理する。

イ 少年事件

- (ア) 裁判長に差し支えがあるときは、堀内判事、上杉判事、柳本判事、小田判事、黒澤判事、白崎判事及び山田判事の順で代理する。
- (イ) 陪席裁判官に差し支えがあるときは、各部総括判事全員の協議により定めた裁判官が代理する。

(2) 一人制

ア 家事事件

当該裁判長が配置された部の裁判官（判事（所長）及び加藤判事補を除く。）が第1の2の配置順序に従って順次代理する。

イ 少年事件

加藤判事補に差し支えのあるときは手崎判事が、手崎判事に差し支えのあるときは、加藤判事補がそれぞれ代理し、これによることができないときはこれらの裁判官が協議して定める。

(3) 上記(1)及び(2)によりがたい事情があるときは、所長の指名する裁判官がその代理をする。

5 開廷の日割

(1) 合議制

隨時

(2) 一人制

別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」及び別紙第2「本庁少年事件事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

第2 支部の部

1 一宮支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 戸田彰子
判事 杉村鎮右
判事 齊藤一美
判事 佐藤文子
判事 池田好英
判事補(てん補) 植木亮
判事補 岡井麻奈美

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 家事事件

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、戸田判事、杉村判事及び佐藤判事が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁において取り扱う。

b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

(イ) 少年事件

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- a　観護措置事務は、齊藤判事及び植木判事補が担当する。
- b　植木判事補が担当する事件のうち、少年法20条の決定を要する事件は、齊藤判事が担当する。
- c　少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。
- d　更生保護法第52条第6項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、齊藤判事が担当する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務の分配については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

判事（支部長）を裁判長とし、支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア (2)で定める事務分配に差し支えがあるときは、裁判長及びその他の裁判官のいずれについても、支部の他の裁判官がその協議により代理する。

イ 上記アにより難い事情があるときは、次のとおりとする。

(ア) 家事事件については、本庁の家事第1部及び家事第2部の部総括判事が協議の上指名する各部所属の裁判官が代理する。

(イ) 少年事件については、本庁少年部の部総括判事が指名する同部所属の裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

ア 合議制

隨時

イ 一人制

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合に

は、所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

2 半田支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 榊原信次

判事補 藤根康平

判事補 松田康孝

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 別紙第4「半田支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、榊原判事、藤根判事補及び松田判事補が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁において取り扱う

b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

(イ) 上記(ア)に定めのない事務の分配については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

合議事件は、本庁において取り扱う。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア (2)で定める事務分配に差し支えがあるときは、支部の他の裁判官がその協議により代理する。

イ 上記アにより難い事情があるときは、本庁の家事第1部及び家事第2部

の部総括判事が協議の上指名する各部所属の裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

別紙第4「半田支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

3 岡崎支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長）	長谷川 恭 弘
判 事	鵜 飼 祐 充
判 事	藤 野 美 子
判 事	寺 本 明 広
判 事	金 谷 和 彦
判 事	寺 本 佳 子
判 事	野 村 充
判 事	廣瀬 達 人
判 事	辻 由 起
判 事	池 田 幸 子
判 事	岩 崎 理 子
判 事	布 目 真 利 子
判 事 補	蕪 城 雄一郎
判 事 補	竹 内 友 紀 子
判 事 補	野 口 由 佳 子
判 事 補	西 臨 太 郎
判事補（てん補）	島 崎 乃 奈

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 家事事件

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、長谷川判事、鵜

飼判事、藤野判事、寺本（明）判事、金谷判事、寺本（佳）判事、野村判事、廣瀬判事、辻判事、池田判事、岩崎判事、燕城判事補、野口判事補及び西判事補が担当する。

- b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。
- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

(イ) 少年事件

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- a 観護措置事務は、通常日のうち月曜日については寺本（佳）判事が、火曜日については燕城判事補が、水曜日及び木曜日については金谷判事が、金曜日については西判事補が、それぞれ担当し、それぞれ上記裁判官が差支えの場合は、島崎判事補が担当し、さらに島崎判事補が差支えの場合は、池田判事又は岩崎判事が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、岡崎支部所属の裁判官が別途協議して定める。
- b 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の少年事件担当裁判官が担当する。
- c 更生保護法第52条第6項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、鵜飼判事が担当する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務の分配については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

家事事件については判事（支部長）又は寺本（佳）判事を、少年事件につ

いては鵜飼判事又は野村判事を裁判長とし、支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア 合議制

(ア) 裁判長に差し支えがあるときは、支部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が(1)の配置順序に従って順次代理する。

(イ) 陪席裁判官に差し支えがあるときは、支部の他の裁判官がその協議により代理する。

イ 一人制

支部の他の裁判官がその協議により代理する。

ウ 上記ア及びイによりがたい事情があるときは、豊橋支部長が指名する同支部所属の裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

ア 合議制

隨時

イ 一人制

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

4 豊橋支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 池田信彦
判事 明日利佳
判事補 細川八重
判事補 木村太郎
判事補 生田大輔
判事補 原美湖
判事補 内村祥子
判事補 大村麻衣

(2) 裁判事務の分配

ア 1人制

(ア) 家事事件

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、池田判事、生田判事補及び原判事補が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、支部の裁判官が別途協議して定める。
- b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。
- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。

(イ) 少年事件

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- a　観護措置事務は、内村判事補が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、豊橋支部所属の裁判官が別途協議して定める。
- b　少年法第20条の決定を要する在宅事件は、原判事補が担当する。
- c　少年法第20条の決定を要する身柄事件は、明日判事が担当する。
- d　少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官がその都度協議して定める。
- e　更生保護法第52条第5項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、明日判事が担当する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務の分配については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ　合議制

判事（支部長）を裁判長とし、支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア　(2)で定める事務分配に差し支えがあるときは、裁判長及び他の裁判官のいずれについても、支部の他の裁判官がその協議により代理する。

イ　上記アにより難い事情があるときは、岡崎支部長が指名する同支部所属の裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

ア　合議制

隨時

イ　一人制

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

第3 司法行政事務の代理順序等

1 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判事 堀内照美

判事 手崎政人

2 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務の代理順序は、次のとおりとする。

一宮支部 判事 杉村鎮右

半田支部 判事補 藤根康平

岡崎支部 判事 鶴飼祐充

豊橋支部 判事 明日利佳

3 所長の特例的措置

災害その他緊急の事情があつて第1及び第2の定めによりがたいときは、所長において応急の措置を講ずることができる。この場合には、所長は裁判官会議に報告しなければならない。

第4 各種委員会

1 常置委員会

委員長	所 長	鹿 野 伸 二
委 員	部總括	堀 内 照 美
同	部總括	上 杉 英 司
同	部總括	手 崎 政 人
同	支部長	戸 田 彰 子
同	支部長	榎 原 信 次
同	支部長	長 谷 川 恭 弘
同	支部長	池 田 信 彦
同	判 事	柳 本 つとむ

2 広報委員会

(1) 家事部

委 員 判 事 小 田 靖 子

(2) 少年部

委 員 判事補 加 藤 民 与

3 司法修習生指導連絡委員会

委 員 判 事 上 杉 英 司

4 その他

(1) 資料事務指導担当裁判官

ア 家事部

判事補 森 優 介

イ 少年部

判事補 加 藤 民 与

(2) 司法修習生指導担当裁判官

ア 家事部

判 事 上 杉 英 司 (指導官)
判 事 黒 澤 圭 子 (指導官補佐)
判 事 山 田 哲 也 (指導官補佐)
判事補 森 優 介 (指導官補佐)

イ 少年部

判 事 手 崎 政 人 (指導官)
判事補 加 藤 民 与 (指導官補佐)

(3) 調停委員研修指導担当裁判官

判 事 堀 内 照 美
判 事 上 杉 英 司
判 事 柳 本 つとむ
判 事 小 田 靖 子
判 事 白 崎 里 奈

(別紙第1)

本庁家事事件事務分配割合表

事務の分配 裁判官	審判事件						調停事件			人事訴訟関係事件			開廷の日割			
	(不在者・相続)財産管理関係事件等※1	後見等関係事件等※2	子の氏の変更事件	その他の別表第一	遺産分割事件等※3	その他の別表第二	遺産分割事件等※3	二七七条	その他の調停	二七七条	その他の別表第二	遺産分割事件等※3	人事訴訟事件等・再審※5	訴提起前証拠収集	証拠保全・共助	保全命令・履行勧告
家事第1部	判事 鹿野伸二								1 / 20							月・火水・木金
	判事 堀内照美				1 / 5		1 / 9	1 / 5	1 / 3	1 / 20	1 / 5	1 / 19	1 / 3	1 / 19		月・火水・木金
	判事 小田靖子				1 / 5		2 / 9	1 / 5	1 / 4	1 / 20	1 / 5	1 / 19	1 / 4	1 / 19	1 / 4	月・火水・木金
	判事 黒澤圭子				1 / 5		2 / 9	1 / 5	1 / 4	1 / 20	1 / 5	1 / 19	1 / 4	1 / 19	1 / 4	月・火水・木金
	判事 白崎里奈				1 / 5		2 / 9	1 / 5	1 / 4	1 / 20	1 / 5	1 / 19	1 / 4	1 / 19	1 / 4	月・火水・木金
	判事補 武藤裕一				1 / 5		2 / 9	1 / 5	1 / 4	1 / 20	1 / 5	1 / 19	1 / 4	1 / 19	1 / 4	月・火水・木金
家事第2部	判事 鹿野伸二	1 / 5														月・火水・木金
	判事 上杉英司	*6 / 5		1 / 3	1 / 4		1 / 4									月・火水・木金
	判事 柳本つとむ	2 / 5	1 / 5	1 / 3	1 / 4		1 / 4									月・火水・木金
	判事 山田哲也	1 / 5		1 / 3		1 / 4		1 / 4								月・火水・木金
	判事補(てん補) 加藤民与		1 / 5													月・火水・木金
	判事補 森 優介	2 / 5	1 / 5	1 / 3	1 / 3	1 / 4		1 / 4								月・火水・木金

※ 1 「(不在者・相続)財産管理関係事件等」とは、不在者財産管理人選任事件、相続財産管理人選任事件及びこれらに付随する事件(特別縁故者に対する財産分与の申立てを含む。)をいう。

- ※ 2 「後見等関係事件」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付隨する事件(後見等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。
- ※ 3 「遺産分割事件等」とは、遺産分割事件、寄与分事件及び遺留分減殺事件及びこれに関連する履行勧告事件をいう。
- ※ 4 「雑・共助・再審」とは、家事事件に関する雑事件、共助事件及び再審事件をいう。ただし、再審事件の分配方法は、第1の3の(1)のアの(エ)のとおりとする。
- ※ 5 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件をいう。
- ※ 6 平成30年12月31日現在で上杉裁判官が担当する財産管理関係事件に付隨する事件については、引き続き同裁判官が担当する。

(別紙第2)

本庁少年事件事務分配割合表

事務の分配		保 護 事 件						雜・共助事件	開廷の日割
		一般 ※1		自動車運転 ※1		道交 ※1			
裁判官		在宅 ※2 ※3	身柄	在宅 ※3	身柄	在宅 ※3	身柄		
	判 事 手嶋政人	2/3	1/2	2/3	1/2	2/3	1/2	1/2	月・火・ 水・木・ 金
少 年 部	判事補 加藤民与	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2	1/2	月・火・ 水・木・ 金

※1 「一般」とは、「自動車運転」と「道交」以外の事件をいう。「自動車運転」とは、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。「道交」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※2 一般保護事件の在宅事件については、簡易送致事件を除く。

※3 同時に審判する身柄事件が係属する場合には、身柄事件を担当する裁判官に配てんする。

(別紙第3)

一宮支部事務分配割合表

(家事事件)

裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等 に関する保全処分 事件等を含む。) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事(支部長) 戸田彰子	2/5 (後見等関係) 10/10 (財産管理事件を除く)	※3	5/12 (別表第二以外) ※3		関連事件 (本案に付随する 保全処分)	月・木
判事 杉村鎮右	3/5 (後見等関係)	1/3	1/2 (別表第二) 5/12 (別表第二以外)		関連事件 (本案に付隨する 保全処分)	月・木
判事 佐藤文子	10/10 (財産管理事件)	2/3	1/2 (別表第二) 2/12 (別表第二以外)	10/10	10/10 (本案に付隨する 保全処分を除く。) 関連事件 (本案に付隨する 保全処分)	月・火・ 水・木・ 金

※1 後見等関係とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付隨する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

※3 戸田判事が担当している夫婦関係調整調停事件に関連する婚姻費用分担調停事件あるいは婚姻費用分担審判事件が係属したときは、戸田判事が担当する。

(少年事件)

裁判官	保護事件				共助・準少年事件	開廷の日割		
	一般 ※3		交通 ※3					
	在宅	身柄	在宅	身柄				
判事 齊藤一美		2/5		2/5	1/2	月・木		
判事補(てん 補) 植木亮	10/10	3/5	10/10	3/5	1/2	月・火・ 木・金		

※3 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保険法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。

(別紙第4)

半田支部事務分配割合表

(家事事件)

事務の分配 裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に 関する保全処分 事件等を含む。) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事(支部長) 榎原信次	10/10 (相続放棄, 失踪宣告, 死後離縁, 遺言書検認, 保護者選任, 遺留分放棄, 遺言執行者選任)		1/2 (別表第二以外)	10/10	1/2	月・水・木・金
判事補 藤根康平	10/10 (後見等関係, 親権喪失・停止, その他)	10/10	10/10 (別表第二) 1/2 (別表第二以外)		1/2	火・金
判事補 松田康孝	10/10 (財産管理, 特別代理人(後見等関係を除く。), 氏名・性別変更, 子の氏変更, 戸籍訂正, 衆子縁組許可)					

※1 後見等関係とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

(別紙第5)

岡崎支部事務分配割合表

(家事事件)

事務の分配 裁判官	審 判 事 件		調停事件	人事訴訟事 件等 (人事訴訟事件等 に関する保全処分 事件等を含む。) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事(支部長) 長谷川 恭 弘	1/2 (後見等関係以外)	1/6	1/6			月・火・水・ 木
判事 寺本佳子	1/2 (後見等関係)	2/6	2/6	1/2	1/2	月・火・水・ 木・金
判事 金谷和彦	1/2 (後見等関係)	1/6	1/6	1/2	1/2	月・火・水・ 木・金
判事補 鷹城雄一郎	1/2 (後見等関係以外)	2/6	2/6			月・火・水・ 木

※1 後見等関係事件とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

(少年事件)

事務の分配 裁判官	保 護 事 件				共助・準少 年事件	開廷の日割		
	一般 ※3		交通 ※3					
	在宅	身柄	在宅	身柄				
判事 鵜飼祐充	2/8					火・木		
判事 金谷和彦	1/8	1/3	1/4	1/3	1/2	火・木		
判事補 鷹城雄一郎	5/8	2/3	3/4	2/3	1/2	火・木		

※3 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保険法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。

(別紙第6)

豊橋支部事務分配割合表

(家事事件)

事務の分配 裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に 関する保全処分 事件等を含む。) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事(支部長) 池田信彦	1/2 (後見等関係、財産管理)	1/3 (担当調停事件の審判移行事件)	1/3		関連事件 (本案に付随する保全処分)	月・火
判事 明日利佳	1/2 (「後見等関係、財産管理、遺言書検認」以外)				関連事件 (本案に付隨する保全処分)	
判事補 生田大輔	1/2 (「後見等関係、財産管理、子の氏変更、相続放棄、遺言書検認」以外)				関連事件 (本案に付隨する保全処分)	
判事補 原美湖	1/2 (遺言書検認を除く。) 10/10 (遺言書検認)	2/3 (担当調停事件の審判移行事件) 10/10 (調停事件の審判移行事件以外)	2/3	10/10	10/10 (本案に付隨しない保全処分事件等、履行勧告、履行命令) 関連事件 (本案に付隨する保全処分)	月・火・水・木・金

※1 後見等関係とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付隨する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

(少年事件)

事務の分配 裁判官	保護事件				共助・準少年事件 ※5	開廷日
	一般 ※3		交通 ※3			
在宅 ※4	身柄	在宅 ※4	身柄			
判事補 内村祥子	10/10	10/10	10/10	10/10		(隨時)

※3 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保険法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。

※4 集団審判については、支部の裁判官が別途協議して定める。

※5 準少年事件については、支部の裁判官が別途協議して定める。